

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成25年8月5日

岡山市長 高谷茂男

1 届出事項の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ妹尾店

所在地 岡山市南区妹尾1883番1 ほか

（2）届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山県岡山市中区清水369番地2

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山県岡山市中区清水369番地2

代表者の氏名 代表取締役 藤井 孝洋

（4）大規模小売店舗の新設をする日

平成26年3月23日

（5）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,214.9平方メートル

（6）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の収容台数 39台

② 駐輪場の収容台数 10台

③ 荷さばき施設の面積 24平方メートル

④ 廃棄物等の保管施設の容量 6.3 立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前 8 時 0 0 分

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後 1 0 時 0 0 分

③ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 0 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで

④ 駐車場の自動車の出入口の数 2 箇所

⑤ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 7 時 0 0 分から午後 1 0 時 0 0 分まで

2 届出年月日

平成 2 5 年 7 月 2 2 日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成 2 5 年 8 月 5 日から平成 2 5 年 1 2 月 5 日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課

大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る訂正について（公告）

平成25年8月5日付けで公告したザグザグ妹尾店に係る大規模小売店舗の新設の届出の大規模小売店舗の施設の配置に関する事項について、以下のとおり訂正する。

平成25年9月9日

岡山市長 高谷茂男

正

- ① 駐車場の収容台数 49台
- ② 駐輪場の収容台数 15台
- ③ 荷さばき施設の面積 24平方メートル
- ④ 廃棄物等の保管施設の容量 6.3立方メートル

誤

- ① 駐車場の収容台数 39台
- ② 駐輪場の収容台数 10台
- ③ 荷さばき施設の面積 24平方メートル
- ④ 廃棄物等の保管施設の容量 6.3立方メートル